昭和33年3月15日　第三種郵便物認可　平成2年8月15日発行（8月号）通巻第450号　毎月15日発行

新潟県
公民館月報
平成2年
8月
第450号

講演要旨 いまこそ公民館に期待する

全国公民館連合会会長　吉里　邦夫

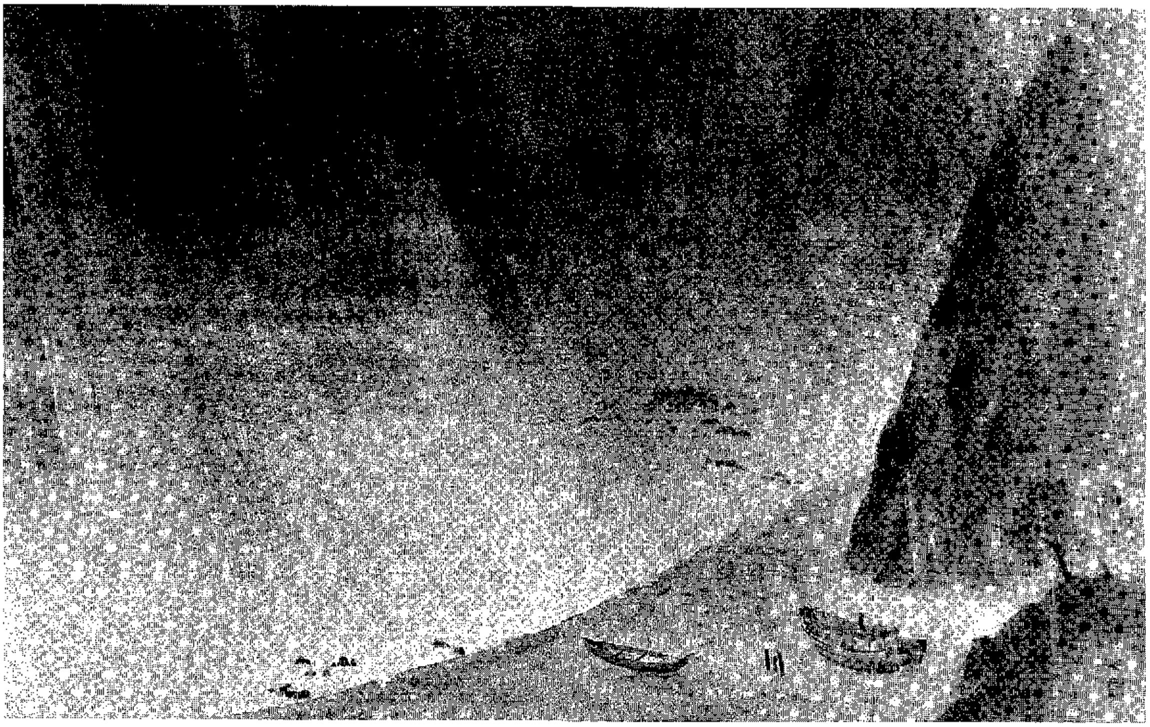

横山　操「親不知夜雨」1970年
墨彩紙本　78.0×121.0cm
新潟県美術博物館　所蔵

断崖が海にせまる親不知の難所を、烈しく夜雨がうちつける。墨にプラチナの泥のようなものを加え、斜めに交錯する雨脚が厳しさを物語る。

横山操（1920～1973）は水墨による「瀟湘八景」を発表し、当時の画壇をおどろかせたが、その5年後に今度は故郷の原風景をもとに「越後十景」を発表。親不知夜雨はその中の一景である。水墨の境地がいっそう深められ、横山芸術の確固たる地位を築いた作品といえる。

第41回新潟県公民館大会開催

「歓迎のあいさつ」をする登坂燕市長

変革の時代の公民館のあり方

アンテナを高く掲げよう!!

吉里邦夫氏（全公連会長）力説

去る七月二十日(金)、燕市文化会館を会場に、第四十一回新潟県公民館大会が開催された。

梅雨期を吹き飛ばすような快晴猛暑の中を、七百名を超える参加者により、終始熱気に満ちた大会が繰りひろげられた。

実践発表を熱心に聴く講師

午前十時、主管公連会長山下英雄氏(巻町公民館長)の大会開催宣言により開会。まず、大会会長木下清一氏の本大会の趣旨を力説する主催者あいさつ、県教育次長滝沢強一氏・県公振連会長伊豆野壹郎氏(両津市長)の共催のあいさつに続いて、表彰式にうつる。

優良公民館表彰は二館、永年勤続者表彰は十六氏に、木下会長から表彰状と記念品が贈られた。さらに、当県公連創立四十周年を記念する懸賞論文の最優秀と優秀賞受賞の二氏に賞状と副賞が贈られた。なお、全受賞者を代表して燕市の星野虎夫氏が謝辞を述べられた。

このあと、燕市長登坂健児氏による歓迎の言葉、同市議会議長大久保英夫氏、同教育委員長高橋甚一氏による祝辞をうけセレモニーを終る。

実践発表は、下越教育事務所副参事菊池三男氏の巧みな司会により、上、中、下越地区公連から推薦された三氏(氏名別掲)により、「これからの公民館に求められるもの」をテーマに、ユニークな内容が発表された。

午後は、「いまこそ、公民館に期待する」と題する記念講演にうつり、全公連会長吉里邦夫氏による"生涯学習振興法"成立直後の今日的状況を踏まえ、「公民館の原点を見失わないように!!」「アンテナを高く掲げ、変化の時代の動きをキャッチしよう!!」と激励をこめた熱情あふれる講演を傾聴した。(詳細は四、五、六面)

閉会式にうつり、会場地燕市中央公民館長熊谷工氏から、次期開催地湯沢町公民館長本田一郎氏に大会旗が引継がれると共に、来年は九月に、関東甲信越静公民館研究集会と同時開催の会場地となっている。全県態勢での支援をお願いしたい、とのあいさつで大会の全日程を終了した。

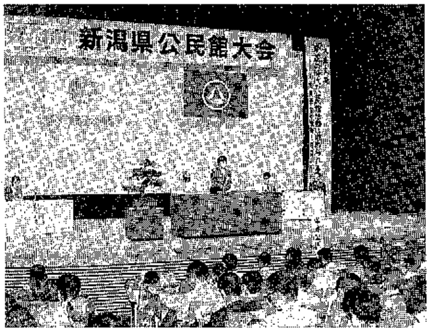

実践発表

柿崎町生涯学習計画と生涯学習奨励員の活
　柿崎町教委派遣社教主事　羽生田　主一

当り前のことに気づく
　小千谷市教委社教主事　久保田　千昭

岩室村における生涯学習プログラム
　岩室村生涯学習プログラム開発委員　本間　泰

県公振連総会終る

新しい視点に立って!!

去る七月六日、新潟市平安閣において、県公民館振興市町村長連盟の総会が開催された。

出席者七〇名、来賓に県社会教育課長西尾典眞氏、市長会事務局長高井隆之介氏、本会の木下清一会長を迎え定刻一時半に開会。

伊豆野会長はあいさつに立ち、「これまでの当連盟は、公民館のPTA的な立場から、公民館施設の整備を主眼とした運動を進めてきたが、生涯学習の推進が課題となっている今日では、新しい視点からの役割が加わったものと考えたい。その意味で先年来の運動、つまり、「県立生涯教育センターの早期設置の運動」を重点事業として取り組んでいきたいとあいさつされたのが印象的であった。

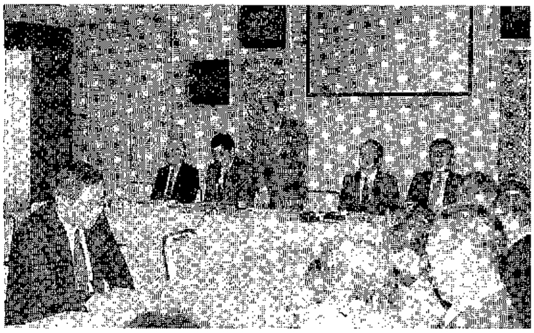

辛口

血の薄き若者よ

新潟放送専務　高澤正樹

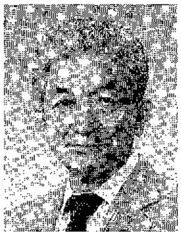

○……今年が「生涯教育元年」と位置づけられていて、その中核が公民館であることは言うをまたないところです。

ところで、この生涯……という言葉から、何となく高齢者だけを対象としているようなイメージを感じてなりません。「生涯」は生れた時から始まる訳だし、高校進学率を参考にしても、その対象は十八歳あたりから始まる筈なのです。

しかしながら、これら若者層ほど、社会教育というか、学習の対象として把えにくい存在はないのではないでしょうか。

○……「別に」という若者語があります。「仕事は面白い?」「別に」。「好きなものは何?」「別に」。という具合です。遂には「生きていたい?」「別に」ということになってしまいそうです。体温が低いというか血が薄いというか、何にも情熱を示さないこの世代を地域社会に結びつけるにはどうすればいいのか。

○……いまブームの、公民館を核とした地域おこしに燃えているのは若いおとうさんたちのようです。これらイベントに、燃えない若者は要らないと言えるでしょうか。三十歳になれば燃えてくれるでしょうか。地域の明日は、確実にその若者たちにゆだねるしかないのです。

（新潟市中央公民館運営審議会議長）

公民館歳時記⑤

今度はボランティア活動で

篠田朝隆

二月末で任期満了により公民館長を引退した。公立学校に籍をおきながら社会教育主事として、さらには、退職後の市社会教育指導員としてなど通算すると社会教育に二十年間携わったことになる。

十年ひと昔というが、五年にも三年にも縮まったような急激な社会の変貌の時代では、しかも、大きな課題を担い続けてきた社会教育や公民館活動の中で過してきたものとして感慨無量なものが多々ある。

中でも、生涯学習推進体制が市町村に及び、個性重視のあり方が、ややもすると公民館のねらいとする「集い・学び・結ぶ」機能や、地域づくりに果たす役割を薄らげはしないかというのが気がかりなことであった。

一市民となった私は、若干ある田畑に汗を流しながら、分館主事となって三十世帯の小集落の公民館活動に取り組んでいる次第。いうまでもなくボランティアの活動でもある。〃土日百姓〃のムラは通勤出稼ぎが多く、どこにもみられるように連帯感が乏しくなっているので、ムラづくりのソフト面に力を入れている。

七月十五日には群馬の赤城山麓の営農や、文化活動の視察へと、二か村をマイクロバスで訪れる。

平場のわがムラは、子どもの数に恵まれている。指導員時代に〃市子連〃の事務局の仕事をし、子ども会の再編と活動のアドバイスもしている。

〃花いっぱい〃を心がけ、十七号線（国道）沿線の空地にカンナを植栽し、もう二十センチにもなっている。

個人の学習としては、県高齢者大学を志望、六月二十八日の開講式には県庁まで行ってきた。

公務で知り得た社会教育の知識・技能をフリーになった今、私は心に染みたことを、今度はボランティア活動として実践につとめたいと願っている。

（小千谷市横渡在住）

大会記念講演に期待する

吉里邦夫

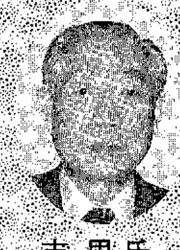

吉里氏

講師プロフィール

大正13年1月1日、熊本県生まれ。昭和33年、文部省社会教育局施設主任官（課長職）となり、社会教育法一部改正、公民館設置基準の制定、公民館予算の大幅増額、起債の実現等に甚力。その後大学学術局各課長、文化庁文化部長、総理府青少年対策本部次長を経て、昭和50年文部省社会教育局長となり、昭和52年退官。昭和62年、(財)日本女子社会教育会理事長。平成元年7月、全国公民館連合会長を兼任現在に至る。

（神奈川県藤沢市在住）

本日は、全公連の会長という立場よりは、公民館をこよなく愛し、また、公民館の重要性を認識している公民館人の一人として、皆様方と共に考えてみたいと思って参りました。時間も限られていることでございますので、日ごろ考えておりますことの幾つかを申し上げ、皆様方が今後いろんなところでご研究いただく際の材料としていただければ、と考える次第です。

一、変化の時代

私ども公民館事業を展開している者といたしましては、ともすると、世界の状況であるとか、社会の変化であるとかに疎くなりがちです。しかし、世界は東欧を中心として大変な変革が起こっておりますように、これから21世紀に向けて、どのように変革されるのか、まず、我々が的確な予想を立てる必要がございます。つまり、この10年間が勝負どころです。しかし、21世紀がどうなるかということは、分かったようであっても、本当のことは分かっていないのでございます。ただ、今分かっていることは三つございます。その一つは、高齢化社会に突入したということ、二つめは情報化社会に入っていること、もう一つは日本も国際社会の一員であるということでありまして、これらは明らかに加速度的に変革されていくだろうと思います。

高齢化社会への突入について、図1によりますと、昭和30年の65歳以上人口5%だったのが昭和60年には10%に、それから35年後の平成30年には22%と推計されます。ということは、昭和60年に生産年齢人口5～6人で65歳以上人口1人を抱えていたのが21世紀になると2.8人から2人で1人の高齢者を抱えるような人口構成になります。これは何を意味するかと申しますと、昭和35年当時の税制や社会保障費等が、現在の日本の人口比の基礎になっているわけですから、それの手直しをしませんと大変なことになるということが一つ、それから、日本の場合、非常に短期間での急激な変化ですので、諸制度が追い付いていないということでございます。

〔図1〕長寿社会（高齢化社会）への突入
——一億総学習時代の到来——

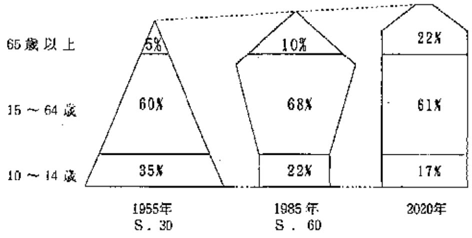

住民の身近で、学習活動のお手伝いをしている公民館といたしましては、このことを把握しておきませんと間違いをおこす可能性があります。皆様方の市や町・村の人口比がどうなっていくのか、また、それにともなって、それぞれの地域社会がどう変化していくのか、変化しないのか、そのためにはどうしたらいいのか、ということが公民館を中心とした私どもの研究課題ではないかと思います。

二、生涯学習と生涯教育

先に文部省が提案し成立をみた、俗にいう生涯学習振興法を拝見しますと、いろんな形での生涯学習の基盤整備ということがうたわれております。

ところで「生涯学習」と「生涯教育」という語の次元が違うことを知らずに、全くの同義語だと思ったり、生涯学習の振興といえば、社会教育の振興が無くなってしまうのではないかと思っている方もいらっしゃる。さらには、市町村の一部では、従来の社会教育を教育委員会から引き上げて首長部局へ移すということすら行なわれていると いうことですが、これは生涯学習と生涯教育とが次元の違うということを認識していないからでございます。生まれてから学校へいくまでの家庭で行う教育がありますが、その親に対する家庭教育、ある段階からは学校教育で、その学校教育を終えた人の社会教育、また、社会にでた人が再び学校で学ぼうとする学校開放、あるいは、在学青少年と社会教育とのつながりなど、人間一生の学習を、住民の側から、学びたいという意欲で学ぶ活動そのものが生涯学習活動でありまして、その要望に応えるための教育政策が生涯教育でございます。

このように、学校教育も社会教育も含めて一貫した教育政策を生涯教育体系と言っているわけでございます。したがいまして、生涯学習を達成するための国や県の政策として最も大切なことは何かと申しますと生涯教育体系をきちっと作ることであろうと思います。

このたびの生涯学習振興法の成立によって、社会教育も公民館も飲み込まれてしまうのではないかと思ったり、特に公民館では、四十年間営々として築いてきた立場からしますと、大変な危機感を持っている人が多いようです。しかし、法律には限界がございます。法律に書いて

第41回新潟県公民館

講演要旨　いまこそ公民館

全国公民館連合会会長

なくとも、予算や政策としてやるべきことが多く、大切であります。社会教育を抜いてしまったという認識はないのでありまして、むしろ、今以上に社会教育を重視し、公民館活動を重視する筈でございます。

三、カルチャーセンター・教育産業と公民館活動

臨教審以来の流れのなかで、民間活力による活性化という言葉が出現して参りました。その受け止め方の如何によっては危ない言葉だと思います。

私は、公民館の活性化のために、"民間企業の経営感覚を持ちなさいよ！"という意味だと理解しています。しかし、実際には安易な民間委託と受け止めて実施しているところも多いようです。例えば、公立公民館でありながら、教育事業そのものを民間に委託し、館長だけをおく公民館もあると聞いています。社会教育法をよく読んで戴くと分かりますが、市町村が設置する公民館の「設置」というのは、単に建物を建てるだけではなく、館長職員を置き、経営や運営をするという意味が含まれているわけでございます。したがって、そこを骨抜きにして委託するというのは、公立公民館で無くなるのでございます。更に、社会教育法では、公立公民館は（公立でありながら）運営審議会を置いて、館長の任免についても意見を聞けと書いてあります。なぜ、そういうことを制度として打ち出しているかと申しますと、公民館は住民のための総合的な社会教育施設であるから、住民の中から委嘱を受けた委員によって（人事権おも）諮問するという接点を持たせているのであります。が、現実は有名無実になっているようでございます。このように、常に公民館の原点を見つめておきませんといけないだろうと思っております。

先般中教審の小委員会において、私は全公連の会長として意見を述べたのですが、いかに教育産業が花盛りになりましょうともこれには限界がございます。その一つは地域性の限界でございます。民間の企業ですから地域の教育力とか活性化などの問題とは無縁に広域的に人を集めるからでございます。もう一つは企業性の限界でございます。企業ですから営利を追及することになり、採算がとれるかどうかが問題となります。これに対して、公立公民館は住民の一番身近なところで活発な活動を展開し、その活動が地域に還元されることを願っているものです。そこに違いがあるわけでございます。ただ、日本の企業は賢いので、公民館のノウハウを取り入れて、カルチャーセンターで学習した人たちを組織しまして、学習者を自主的な組織に作りつつあります。そうなりますと、公民館活動とカルチャーセンターとはどう違うのかということになってきます。学習者にとりましては、その違いは分かりませんから同じものということになり、そこに公民館限界論や不要論が出てくるわけでございます。したがって、公民館では今後どういう活動を続け、必要課題をどう設定していくべきかということを考える段階にきていると思います。結論から申しますと、生涯学習時代といわれている今の時代に（実は、公民館が誕生した時から生涯学習社会を想定して活動してきているわけでありますが）特に、社会教育の中核として位置付けられている公民館が、生涯教育体系の中にどう位置付けられるべきかを皆様と一緒に考えたいと思います。

公民館人に訴える

このたび出された生涯学習振興法は、生涯学習をプロモートする基盤整備でございまして、社会教育法には触れておりませんし、学校教育法にも触れておりません。無論教育基本法にも触れておりません。ということは、それらに抵触しないという前提で作られているものでございます。このような新しい法律ができたという機会に、今までの社会教育や学校教育を母胎にしながら、21世紀に向けて生涯学習をも更にプロモートする、（支える）教育体系の整備を私どもは声高く要望し、その中で公民館をどう位置付けるかを考えてもらう、あるいは、要望し自らも活動していかなければなりません。

四、社会教育行政と社会教育事業

日本の学校教育が明治以来整備されてきたことはご承知のとおりでございます。つまり、学校教育行政と学校教育や教育活動とが明らかに分化された法体系になっております。もとより、義務教育においては、学習指導要領という、国としての一定レベルの基準を維持するという意味での国としての事務はございますが、行政が教育そのものを行うということはあり得ない仕組みになっております。ところが、社会教育の現場では、社会教育課が公民館の中にあったり、社会教育課長が公民館長を兼ねたりしています。また、公民館のやるべき事業を行政がやる例も多いようでございます。理想的な姿を申しますと、学校教育行政と学校教育とがセパレートになっているように、社

会教育行政と社会教育事業もまたセパレートになるべきで、そのような理念を確立しないといけないと思っております。端的に言って、社会教育課は行政主体であって、行政機関でございます。公民館は教育機関、施設でございます。そこで営まれていることは社会教育の事業でございます。その区別をはっきりして戴きたいものでございます。このことを、公運審の方々もはっきり認識して戴かなくてはいけないと思います。但し、先導的施行として都道府県の段階で、教育委員会が2〜3年やってみるといったことは差し支えありませんが、基本的には、公民館が教育事業をやるものであって、行政は条件整備をするのでございます。

　このことと関連して、社会教育主事と公民館主事との混同も問題です。社会教育主事は教育委員会の事務局に置かれる専門的職員でございます。公民館主事は施設の職員でございます。社会教育主事即公民館主事ととられては、今後公民館職員の専門性を強調する場合に、大きな支障が生ずるのではなかろうかと思います。

五、コミュニティセンターと公民館

　臨教審でも、公民館箱物論がでて一時大騒ぎをしたことがあります。公民館は館長と主事がいて事業を実施する、いわゆる営みのある社会教育施設でございます。学校を設置するという場合、建物だけでなく、先生がいてはじめて"設置されている"というのと同じでございます。公民館の建物だけを建てて「設置」したという首長がいるとするなら、公民館そのものに対する認識が間違っていると言わざるを得ません。公民館というのは建物と人とが備わって本当の公民館であるという認識をして戴きたいと思います。と同時に、その公民館活動の営みは、首長や教育委員会の方を向くのではなくて、住民の方を向いている公民館であって欲しいし、それが公民館の原点でもあるというように理解して戴きたいと思います。そういうふうに考えますと、コミュニティセンターとの違いがはっきりしてまいります。

　コミュニティセンターにもいくつかのタイプがあります。一つは、市町村が建物を建て、第三セクターに委託する。（この方式が大部分でありますが）住民は使用料を払って借りるという方式でございます。

　次に従来から近くに公民館があって、公民館の学習活動を活発に展開しているところへコミセンという建物が建てられた。そこで、公民館で活動していた方々が単なる学習の場としてそのコミセンを使いだしたという方式もあります。

　また、コミセンの経営主体を社会教育関係の職員に任せる方式もございます。そこでは普通のコミセンとは違ってうまく行っており、住民から好評を博しております。これは、皮むくとコミセンという名の公民館でございます。

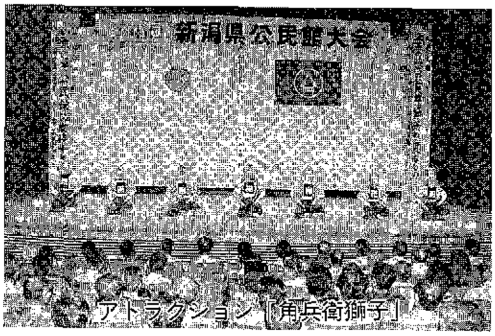

アトラクション「角兵衛獅子」

六、首長部局と教育委員会

　住民の側の活動からいうと、生涯学習社会の到来というわけでございますが、それを支える教育政策としての生涯教育体系を作れというのが私の主張でございますが、その場合、推進体制を作るのに、首長部局が事務局を持つのか、教育委員会が持つのかが大変大事なことになります。というのは、この機会にこれまで教育委員会でやっていた社会教育の事業を首長部局へ移そうじゃないかという動きも起こっているようですが、もっての他のことではないかと思います。ソフト（図書館や公民館が活発だという前提で）を持つ教育委員会に推進体制の事務的な采配をする事務局を置いて、首長部局からも参加して体制を敷くほうがいいのではないかと思います。

七、アンテナを高く掲げよう

　最後に、このような90年代に入ったわけでございますが、この十年間の勝負の時期としまして、21世紀に向けて、現場の方々がアンテナを高く掲げて欲しいものです。公民館人は馬車馬のようによく働くけれども視野が狭いなどと言われないように、自分のテリトリーだけでなくひろく情報をキャッチする必要がございます。

　例えば、学校教育が今変わりつつあります。「生活科」というのが新設されるわけですが、その中身は現在の学校の教師のみでは担当できないのではないのかというほど新しい内容のようです。そこには、社会教育の職員や、地域の有能な人材が参加して、学校の教師と一体になって「生活科」を担わないといけないように思います。換言すると、開かれた学校になる一つの「教科」でございます。そういうものが今動いているのだということを公民館人、社会教育関係者も知ることが大事でありますし、また、公民館を中心とした社会教育がどのような悩みを持っているとか、どのような考えを持っているということを学校の先生方にも知ってもらうことです。公民館もまた、開かれた公民館になってもらいたいものです。その一番手近な途は公運審の活用だと思います。そのためには、公運審の人選も大事です。また、公運審の会議を開く日や時刻の検討も必要でございましょう。公民館人は公務員ではありますが、そこのところを工夫して日曜日に開催することを考えてみる必要もありましょう。

　以上幾つかのことを申し上げましたが、皆様方のより一層のご活躍を期待いたしますとともに、全公連への激励を戴き、皆様方の声を集約させて戴ければと思っております。

サークル交流

よき交わりの場として
柏崎友の会

柏崎友の会は、羽仁もと子先生の創刊された雑誌「婦人の友」の愛読者によって創られている全国友の会のひとつです。

羽仁先生の思想に共鳴し、「思想しつつ、生活しつつ、祈りつつ」をモットーとし、家庭生活を健全にすることで社会に働きかけたいという願いを持って活動しております。毎月の例会「衣・食・住」、家計、乳幼児、子供部等のグループ勉強会、会員外の主婦を対象に「生活基礎講習会」等、年に数回の講習会、講演会を公民館を利用して、開かせて頂いておりますが、私共の集りは全て主婦が対象ですので託児をいたします。会場の他、託児の為の部屋を別にお借りする事もたびたびありますが、会の主旨である社会への働きかけをあたたかく御理解下さる事をいつも感謝して使わせていただいております。これからも、より多くのお友達をお誘いする、よき交わりの場としての公民館活動でありたいと願っております。

（小林公子　記）

新らたなる出発
にいがた婦人ジャーナル

月二回、新潟市中央公民館に集まり、時々の関心ごとを情報に流されることなく、自分の目で見、考え、立ちどまれるように、ワイワイガヤガヤ、自分達の言葉で語り合っています。結果を取材や座談会、原稿依頼などでまとめ、一冊の雑誌に仕上げています。

それが20号までできました。これまでの出合いや出来ごと、想いを全部積み込んで、先日、記念パーティを開きました。

21号は新たな出発です。今回は、日頃安易に使っている「自由・平等・民主」について問い直してみようと話し合いました。自由と平等は本来、相反することなのに平気で並べて使っている。そして「だって自由でしょ」「平等だもんネ」「民主的に……」と言ってしまえば、全て解決されたような気になって反論もしない。そんなんでいいのだろうか。新聞の記事から考えてみました。

メンバー11名。9月に発行できるよう頑張っています。

（住安恵子　記）

素顔拝見

浦川原村中央公民館長
赤田　光平氏（50歳）

なぜか頭は早くから白いものが混じってはいるが、頭と反比例して非常に気の若いのが、我等が公民館長・赤田さん。気も若いが、体も若さを保っている。

先日、役場職員一六チームがソフトバレー大会に参加。熱戦を繰り広げたのだが、若者も多い中、教委チームがみごと準優勝！このチームの一番年上が赤田公民館長なのだが、全く疲れた様子をみせない。

赤田公民館長は、この四月に着任したばかり。まだ、三か月に満たないのであるが、今、積極的に事業に取り組んでいる。

社会教育の事業といえば、土曜の午後あり、日曜あり、祭日あり、夜ありというところで、なかなか自分の時間を作ることができないのだが、前職の税務課時代も夜の事業が多かったせいか苦にもせず事業の先頭に立っている。まだまだニュー館長の域を脱していない赤田さんであるが尊敬する館長である。

（浦川原村中央公民館　荒木記）

新潟市中央公民館　事業係長
渡辺ユキ子さん（39歳）

四月の異動で公民館に赴任して来たばかりの人である。

ずっと事務畑を歩いてきた本人にとっては、まさに寝耳に水のことであったろうと、いささか御同情申し上げる次第。

しかし、公民館としては、素晴らしい人材を得て、誠にうれしいことに思っている。

才気縦横、器量抜群とはこういう人のことをいう。

とにかくがんばり屋、そして勉強家である。

館長が次々と持ち出す新しい課題に対し、悪戦苦闘をしながらも的確に対応していく仕事ぶりは見事。着々と実績を重ね、実力をつけつつある。

それでは、余程の堅物？、とんでもない。優しい物腰を持ったチャーミングな女性なのだ。

皆さん、一度新潟市の中央公民館においでになって、渡辺係長とお話をされませんか。

（新潟市中央公民館　高野記）

ネットワーク

関ブロ子ども会 育成研究協議会案内
佐渡郡佐和田町を会場に

関東甲信越静地区子ども会育成研究協議会が、新潟県子連の主管で、佐渡郡佐和田町で開催される。市町村子ども会関係者のほかに、個人的な参加も広く呼びかけているので、奮っての参加をおすすめする。

スローガン　子どもの主体性を育て、自らの向上を図る育成活動。

期日　平成2年10月14・15日

会場　佐和田町八幡館

参加　参加費千六百円、宿泊費一万二千円（一泊二食）

部会協議　(1)活動内容部会、(2)指導者部会、(3)育成者部会、(4)運動推進部会

なお、これらの四部会はそれぞれ二分科会に分かれて研究協議を進めることになっている。

申込みは九月十日まで。詳細は左記へ問い合わせられたい。

〒951新潟市川端町二—九県林業会館内
新潟県子ども会連絡協議会
電話（〇二五）二二四—六〇七三

【日程】

第1日。10月14日（日）

11　12　1　40　2　3　4　5　6　7　8　9

受付		開会式	移動	部会協議	入浴・休憩	夕食・懇親会	情報交換
11：30 12：00 司会助言打合わせ	12：30 12：55 アトラクション						

第2日。10月15日（月）

7：30　8：30　9　10　11　12

	朝食	部会発表	全体協議	まとめ	閉会式

にいがた生涯学習フォーラム
長岡市の市立劇場と市役所で

新潟県と新潟県教育委員会では、長岡市・長岡市教育委員会との主催で、「生涯学習フォーラム」を次のとおり開催する。一般の参加者は、申込みなしで誰でも参加できる。

一、期日　八月二十四日（金）

長岡市立劇場	長岡市役所
・受付（玄関ホール）　9:00～9:30	・受付（玄関ホール）　9:00～9:30
(1)郷土芸能発表会（大ホール）　10:00～12:30	(5)生涯学習まちづくり事例発表会（大会議室）　9:30～10:30 市町村における生涯学習まちづくりの実践例の発表 発表者 村上市教育委員会 三条市教育委員会 新井市教育委員会
(2)シルバーカレッジ公開講座（大会議室）　10:00～12:30 「最近の青少年と高齢者の関わり方」 講師 新潟大学医療技術短期大学部教授 塚田浩治氏	
(3)ウーマンカレッジ公開講座（小ホール）　10:00～12:00 「男と女の関係再考」 講師 花園大学助教授 古橋エツ子氏	(6)シンポジウム　10:40～12:40 「生涯学習のまちづくり」（大会議室） 住民一人一人の生涯学習を支援するまちづくりのあり方、方向性を考える
・受付（玄関ホール）　12:30～13:30	〈シンポジスト〉 大島精次氏（上越ケーブルビジョン専務） 長岡市市民映画館を作る準備会代表（交渉中） 小海貴代美氏（川西町ボランティアグループ読み聞かせの会“ふきのとう”会長） 日浦晴三郎氏（長岡市長）
・夏休み子供映画会（小ホール）　13:30～15:30 「またぎ」 老またぎと少年が雄大な自然の中、冬山奥深く宿敵の巨大熊を追った。人間が失いかけている自然への憧れと恐れ、そして少年が大人へと次第に力強く成長していく姿を描いた物語。	
・開会行事　13:40～13:50	〈コーディネーター〉 前田幹氏（上越教育大学教授）
(4)記念講演　14:00～15:30 仮題 「心の触れ合いを通した地域づくり」 講師　俳優 牟田悌三氏	〈チューター〉 辻功氏（筑波大学教授）
・閉会行事　15:30～15:40	

資料紹介

見附郷土誌　第五号刊行
特集号「昭和時代と私」
見附の歴史　研究会

“見附の歴史研究会”が「見附郷土誌」第五号を刊行した。「昭和時代と私」という特集号である。

本誌はもともと、会員の研究成果を発表する場として出版してきたものであるが、本号では、しばし本来のあるべき姿を離れて、メンバーの生活記録、自分史の抄としたものである。その意図について序文で次のように記している。

『私達、見附の歴史研究会のメンバーは、ひとしく「昭和という時代」を生きてきた者として、自らの生きて来た道を書いて「昭和」のモニュメントにしようと思い立った。歴史を学ぼうとする者にとって、後世に資料・記録を遺すこともまたその務めであるからに外ならない』と。

十五人の会員の、昭和を生きぬいてきたそれぞれの生きざまが多彩に書かれている。見附市とは無縁の者にも、同じ昭和を生きてきたものとして共感を覚える好著である。

B6判、一八二頁、平成二年六月十五日発行

希望者は、実費千二百円で頒布するので送料（二百二十円）を添えて左へ申し込まれたい。

〒954　見附市本町四丁目六—四七
武田勝衛宛
電話（〇二五八）六二—一七八九

あとがき

◆県公民館大会が盛会裡に無事終了。主管公連のご尽力はむろん、県内全関係者の協力によるもの、心から感謝します。

◆今月号は、県公民館大会の特集号にしたため、「百館百様」は休みました。（上村記）

発行所　新潟県公民館連合会
【新潟市川端町2—9・県林業会館内】
【電話・新潟（025）224—6073】
発行人　会長　木下清一
編集人　事務局長　上村捨二郎
【定価1部120円〒共・年極1,440円】